

## 新規設立の流れ

<根拠法・条文等>

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める  
・定款、事業計画、収支予算の作成

(法第22条)

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告  
(会議開催日の少なくとも2週間前まで)

(法第23条第1項・  
第2項)

- ② 創立総会の開催  
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員の選任などを議決し、  
又は役員選挙を行い、議事録を作成する。  
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。  
・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を直接記載する方法等もある。

(法第23条第3～7項、  
第32条第3項ただし書・  
第12項)

- ③ 発起人から理事へ事務引継

(法第24条)

- ④ 出資の第1回の払込み

(法第25条)

- ⑤ 設立の登記  
出資の第1回の払込みの終了から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで組合が成立する。  
※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。  
※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通 知文についても参照されたい。（令和4年9月21日法務省民 商第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」  
<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>）

(法第26条、  
組合等登記令第2条)

(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑥ 行政庁への成立の届出

組合成立後 2 週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届出

(法第 27 条、132 条、  
則第 5 条各号)